

Ⅳ 平成30年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませますと、平成29年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

これからは、平成30年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

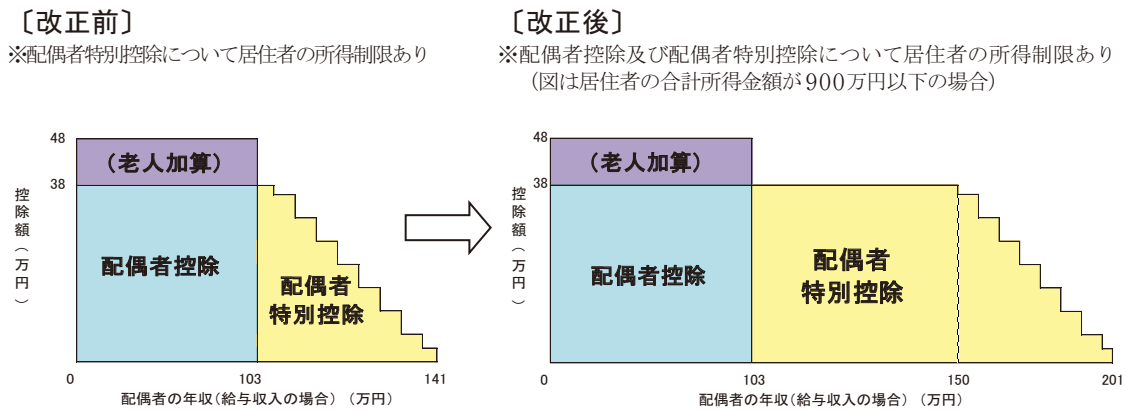
1 平成30年から変わる事項

配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

| | | 居住者の合計所得金額 (給与と所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額) | | | 【参考】 配偶者の収入が給与と所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額 |
|---------|----------------------------|---|--|--|--|
| | | 900万円以下 (1,120万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下) | |
| 配偶者控除 | 配偶者の合計所得金額 38万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | 1,030,000円以下 |
| | 老人控除対象配偶者 | 48万円 | 32万円 | 16万円 | |
| 配偶者特別控除 | 配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | 1,030,000円超 1,500,000円以下 |
| | 85万円超 90万円以下 | 36万円 | 24万円 | 12万円 | 1,500,000円超 1,550,000円以下 |
| | 90万円超 95万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | 1,550,000円超 1,600,000円以下 |
| | 95万円超 100万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | 1,600,000円超 1,667,999円以下 |
| | 100万円超 105万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | 1,667,999円超 1,751,999円以下 |
| | 105万円超 110万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 1,751,999円超 1,831,999円以下 |

| | | 居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額) | | | 【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額 |
|---------|----------------|--|--|--|---------------------------------------|
| | | 900万円以下 (1,120万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下) | |
| 配偶者特別控除 | 110万円超 115万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 1,831,999円超 1,903,999円以下 |
| | 115万円超 120万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1,903,999円超 1,971,999円以下 |
| | 120万円超 123万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | 1,971,999円超 2,015,999円以下 |
| | 123万円超 | 0円 | 0円 | 0円 | 2,015,999円超 |

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(2) 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

源泉徴収税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者^(注1)に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者^(注2)が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

具体的な扶養親族等の数の計算方法は、次表の【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。

したがって、上記(1)の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】において配偶者控除額又は配偶者特別控除額が38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円）となる配偶者がこれに該当します。

2 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます。

3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。

また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の配偶者をいいます。

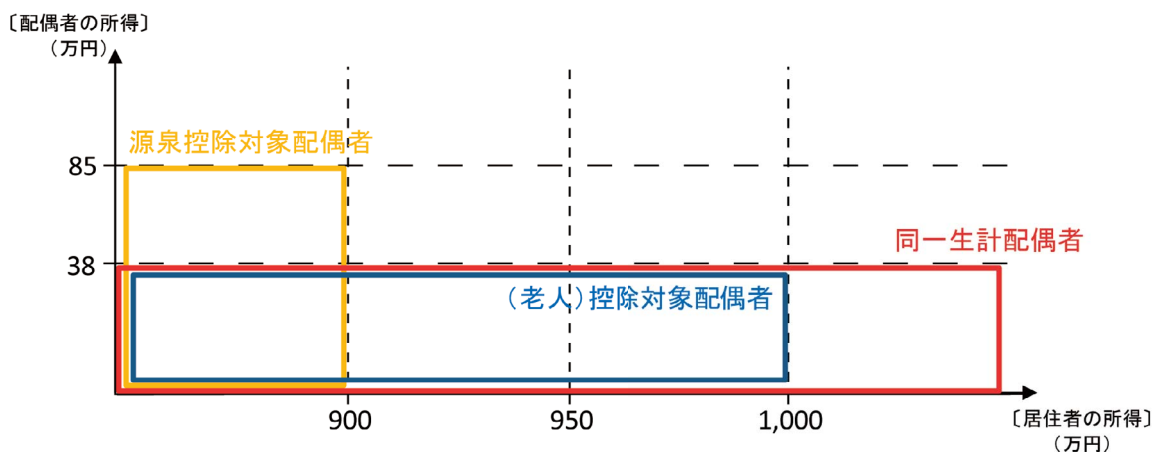
4 上記1～3を図示すると次表の【参考：配偶者の範囲】のとおりです。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

| | | 居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額) | | | |
|--|--|--|--|--|------------------------|
| | | 900万円以下 (1,120万円以下) | 900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下) | 950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下) | 1,000万円超 (1,220万円超) |
| 配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額) | 38万円以下 (103万円以下) | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下) | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 85万円超 (150万円超) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

【参考：配偶者の範囲】



(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする居住者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされ、当該申告書について記載事項の見直しが行われました。

また、上記(1)及び(2)の改正に伴い、以下の申告書についても記載事項の見直しが行われました。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ③ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書

（注） 税務署で配布していた「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」（兼用様式）については、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式となります。

2 実務上の留意事項

2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書（給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。）を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

（注） 平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与について、給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（下記①から④の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。）を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 退職所得の受給に関する申告書
- ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

ロ 給与の支払者は、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

（注） 1 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配布しても差し支えありません。

2 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

(注) 1 マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については、本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要があります（本人確認については、下記(4)「マイナンバー（個人番号）の提供を受けた場合の本人確認」を参照してください）。

2 受理した「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「平成30年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」（給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。）を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

(注) 上記(1)のイ（注）、ロ（注）及びハ（注）については、「平成30年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

(3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族を記載（マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。）することになりますので、給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」欄の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

(注) 住民税に関する事項につきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

(4) マイナンバー（個人番号）の提供を受けた場合の本人確認

給与の支払者が給与所得者からマイナンバー（個人番号）の提供を受けた場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認（番号確認）^(注1)と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認（身元（実存）確認）^(注2)を行う必要があります。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

1 マイナンバーカード（番号確認と身元（実存）確認）

2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）*

* 給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類必要です。

なお、給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー（個人番号）の提供を行う給与所得者本人のみとなります（源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります^(注3)）。

(注) 1 番号確認については、上記書類等で確認するほか、一度本人確認を実施の上作成した特定個人情報ファイル（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報データベース）を参照することにより確認することも認められています。

- 2 身元（実存）確認については、マイナンバー（個人番号）の提供をする者が従業員であり、採用時等に一度本人確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。
- 3 扶養親族等の本人確認のうち、身元（実存）確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。

《社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の詳細やお問合せ》

- ・内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）

平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分（年末年始 12月29日～1月3日を除く）

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）

- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「マイナンバーカード」又は
「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について」 050-3818-1250

《国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度（法人番号を含む）の最新情報》

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



2—2 源泉徴収簿の作成

- (1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、かつ、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、給与の支払者に配布していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したのですが、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

- (2) 給与の支払を受ける各人ごとに、平成30年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

- ① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄
- ② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄
- ③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄
- ④ 源泉徴収税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、平成29年分の源泉徴収簿の「翌年において還付する金額²⁸」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額³⁰」欄の金額を転記します。